

佐渡空港供用規程

空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、佐渡空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第 1 条 佐渡空港の運用時間は、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。ただし、定期便の遅延、空港の施設の工事、地震災害等の緊急事態等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

2 佐渡空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（佐渡空港の概要）

第 2 条 佐渡空港の概要は次のとおりである。

(1) 滑走路の長さ及び幅

長さ 890 メートル、幅 25 メートル

(2) 単車輪荷重

6.51 トン以下

(3) エプロン

小型航空機用 4 バース又は双発機（ATR42-600 相当機）用 1 バース

（佐渡空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第 3 条 次に掲げる佐渡空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) 総合案内所、観光情報センターその他の施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の佐渡空港に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第 4 条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、新潟県空港条例（昭和 39 年新潟県条例第 36 号）及び新潟県空港条例施行規則（昭和 46 年新潟県規則第 89 号）の定めるところによる。

附 則

この佐渡空港供用規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この佐渡空港供用規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。